

平成 29 年 2 月 8 日  
消 防 庁

## 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 3 月 10 日までの間、意見を募集します。

### 1 主な改正内容

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の加算額の改定を行います。

### 2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象
  - ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）  
＜政令＞
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 29 年 3 月 10 日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）  
消防庁地域防災室 森課長補佐・古内  
TEL 03-5253-7561（直通）  
FAX 03-5253-7576

## 意見公募要領

## 1 意見募集対象

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)

## 2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

## 3 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

## （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

## （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁地域防災室あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7576

総務省消防庁地域防災室あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期間

平成29年2月9日(木)から平成29年3月10日(金)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、総務省消防庁地域防災室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

総務省消防庁地域防災室

担 当：古内

電 話：03-5253-7561

F A X：03-5253-7576

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁地域防災室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）概要

1. 改正の経緯

「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する扶養手当については、本年度 11 月に改正され、平成 29 年 4 月 1 日以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなった。

一方で、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和 31 年政令第 335 号。以下「基準政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する、非常勤消防団員等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に、非常勤消防団員等又はその扶養親族に支給される、「損害補償の算定の基礎となる額」（以下「補償基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。

今般、給与法が上記のとおり改正されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について、規定の整備を行う。

2. 改正の内容（案）

給与法第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する扶養手当については、平成 29 年 4 月 1 日より、以下のとおり改正される。

給与法第 11 条第 2 項における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 <small>（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</small>	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に ある子	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に ある孫	満 60 歳以上の 父母 及び祖父母	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に ある弟妹	重度心身 障害者
平成 28 年度 以前	手当支給額 （月額）	13,000 円	6,500 円	6,500 円			
	配偶者がいない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	11,000 円	11,000 円			
平成 29 年度	手当支給額 （月額）	<u>10,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	6,500 円			
	配偶者がいない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	<u>10,000 円</u>	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	—	<u>9,000 円</u>			
平成 30 年度以降		<u>6,500 円</u>	<u>10,000 円</u>	6,500 円			

※下線部は今回の改正により変更となった箇所。第 2 号は新設。

一方、基準政令第 2 条第 3 項の各号に掲げる扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額については、給与法に定められている扶養手当支給額を日額換算（扶養手当支給額を 30 で除し、1 円未満を四捨五入）したものとされている。今回の扶養手当支給額の改定の並びをとり、加算額は以下のとおり改定する予定である。

基準政令第 2 条第 3 項に おける号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 (婚姻の届出を しないが、事実上 婚姻関係と同様 の事情にある者 を含む。)	22 歳に達する 日以後の最初 の 3 月 31 日ま での間にある 子	22 歳に達する 日以後の最初 の 3 月 31 日ま での間にある 孫	満 60 歳以上 の父母及び 祖父母	22 歳に達する 日以後の最初 の 3 月 31 日ま での間にある 弟妹	重度心身 障害者
平成 28 年度 以前	加算額	433 円	217 円	217 円			
	配偶者が不在場 合の加算額(扶養 親族のうち 1 人 に限る)	—	367 円	367 円			
平成 29 年度	加算額	333 円	267 円	217 円			
	配偶者が不在場 合の加算額(扶養 親族のうち 1 人 に限る)	—	333 円	—			
	配偶者及び扶養 親族に係る子が ない場合の加算 額(扶養親族のう ち 1 人に限る)	—	—	300 円			
平成 30 年度以降		217 円	333 円	217 円			

※下線部は今回の改正により変更予定となる箇所。第 2 号は新設。

### 3. 根拠法令

- ・消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 第 1 項（同条第 3 項において準用する  
場合を含む。）
- ・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 第 1 項及び第 45 条

### 4. スケジュール

公布予定日：平成 29 年 3 月下旬

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（土）